平成２７年度から適用される市･県民税に係る税制改正

住宅借入金特別税額控除が延長及び拡充されます

住宅借入金等特別税額控除は、住宅借入金（住宅ローン）があり、所得税の住宅借入金等特別控除において控除しきれなかった額がある場合に、市民税・県民税から限度額を上限に控除できる制度ですが、その適用期限と控除限度額が次のように変更になります。

適用期限の延長

適用期限が4年延長され、平成29年12月31日までに居住した方が対象となります。

控除限度額の拡充

平成26年4月1日から平成29年12月31日までに開始した場合の控除限度額が136,500円に拡充されます。

要件

① 住宅借入金（住宅ローン）がある。
② 所得税の住宅借入金等特別控除において控除しきれなかった額がある。

住宅借入金等特別税額控除の改正点

居住年月日	控除限度額
平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円） 控除限度額の内訳（市民税：58,500円、県民税：39,000円）
平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円） 控除限度額の内訳（市民税：81,900円、県民税：54,600円） （住宅取得等した家屋の対価の額に含まれる消費税額等の税率が8%である場合に適用されます。それ以外の場合は所得税の課税総所得金額等の5%で適用されます。）

計算方法

次の1･2のいずれか小さい額が市民税・県民税の所得割から控除されます。
【平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居の方の場合】
① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額
② 控除限度額（上図参照）
※ 平成26年3月31日以前に入居の方は控除限度額等に変更はありません。

上場株式等の配当·譲渡所得等に係る軽減税率が廃止されました

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る源泉徴収税率の10％軽減税率（所得税7％、市民税・県民税3％）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は、**本則税率の20％（所得税15％、市民税・県民税5％）**が適用されます。

なお、市民税・県民税の配当割・株式等譲渡割額の控除額についても同様の税率が適用されるため、平成26年度までは3％で徴収されていた金額を控除されていましたが、平成27年度からは**5％**で徴収された額となります。

上場株式等の配当等に係る税率

課税方法		平成26年分以降
申告分離課税		**20％**（所得税15％、市民税・県民税5％）
総合課税	所得税	【累進課税】5％～40％ （平成27年度分からは最高税率は45％になります）
	市民税・県民税	【比例税率】10％

上場株式等の譲渡所得に係る税率

課税方法	平成26年分以降
申告分離課税	**20％**（所得税15％、市民税・県民税5％）

確定申告をした場合の配当割・株式等譲渡所得割額控除額

住宅適用課税年度	平成26年度まで	平成27年度以降
税額控除額	軽減税率3％	軽減税率**5％**

※ 上記に加え、所得税については平成25年分から平成49年分までの間は、復興特別所得税(基準所得税率に2.1％の税率を乗じた額）を申告・納付することになります。